令和 6 年度 精神保健福祉のしおり



富士市 福祉部 障害福祉課

この「精神保健福祉のしおり」は、こころの病により日常生活や社会生活に不便を感じている人やその家族、福祉業務に従事している人のために、富士市の精神保健福祉に関する制度や情報等についてまとめたものです。

この「しおり」を広くご活用いただければ幸いです。

令和6年6月

富士市障害福祉課

【目次】

1.	精神障害者保健福祉手帳に関すること・・・・・・ 1
2.	経済的支援に関すること・・・・・・・・ 7
3.	生活の支援・向上に関すること・・・・・・・12
4.	権利や財産の保護に関すること・・・・・・16
5.	就労支援に関すること・・・・・・・・・17
6.	相談に関すること・・・・・・・・・・19
7.	関係団体等に関すること・・・・・・・・・22
8.	富士市・富士市周辺の関連施設・・・・・・・23

1. 精神障害者保健福祉手帳に関すること

1)精神障害者保健福祉手帳

「一定の精神障害の状態にある」ことが認定された人に対し手帳が交付されます。この手帳を持つことで必要な福祉・各種サービスが受けやすくなり、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を目的とする制度です。

【対象者】 精神疾患を有する者。ただし、初診から6か月を経過していること。

○統合失調症、躁うつ病、うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病等すべての精神疾患が対象になりますが、この中で精神疾患のために長期にわたり日常生活、又は社会生活への制約(障害)がある者が手帳を申請できるとされています。

【障害等級】障害程度の重いものから順に、1級・2級・3級となります。等級は、精神疾患の状態と 生活能力の状態の両面から総合的に判定されます。

等級		状態
1級	日常生活が1人ではできない。	・他人の助けが必要
1 ///	日市生品が1人ではてきない。	・障害年金1級相当
	必ずしも他人の助けを借りる必要 はないが、日常生活に困難がある。	・ストレスがかかる状態では対応が困難になるが、デイ
2級		ケアや作業所など習慣化されたものに参加できる。
		・障害年金2級相当
	日常生活、社会生活上に制約を必	・過大なストレスがかかる状態では対応が困難になるが
3級	要とする。	保護的配慮のある事業所に雇用されていれば働ける。
		・障害年金3級よりは広い。

【必要書類等】

	(1) 手帳用の診断書※1		
診断書による申請	(2) 顔写真※2		
	(3) 個人番号カード又は通知カードと身分証明書※3		
	(1) 障害年金証書(精神障害を支給事由とする場合のみ)		
	(2) 顔写真※2		
障害年金証書による申請	(3) 印鑑		
	(4) 個人番号カード又は通知カードと身分証明書※3		
	(1) 特別障害給付金受給資格者証 (精神障害を支給事由		
	とする場合のみ)		
特別障害給付金の受給資格者証による申請	(2) 顔写真※2		
	(3) 印鑑		
	(4) 個人番号カード又は通知カードと身分証明書※3		

- %1 精神障害にかかる初診日から 6 か月を経過した日以後における診断書で、診断書作成日が申請日から 3 か月以内のものに限ります。
- ※2 脱帽、無背景で上半身を撮影したもので、申請日から1年以内に撮影したもの。<u>顔写真貼付を特</u> 段の理由により希望しない場合は不要です。手帳の写真欄に「写真貼付なし」と表示されます。 ただし、写真貼付がない場合、サービスが受けられないことがあります。
- ※3 障害者手帳、年金手帳又は年金証書、保険証、受給者証のいずれか2つ

【有効期限】

手帳の有効期限は2年間です。引き続き交付を希望される場合は更新の手続きが必要になります。 更新の手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。(更新のお知らせ通知はありません。) また、障害の状態に変化があったときは等級の変更申請ができます。

【その他】

手帳を紛失・破損した場合や、住所・氏名等の手帳記載事項に変更が生じた場合は、再交付又は変更申請をすみやかに行ってください。

【窓口】障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759

2) 手帳を利用して受けられるサービス

精神障害者保健福祉手帳を利用することで、次のようなサービスを受けられます。サービス利用に 関する詳細は、各施設・事業所等にお問い合わせください。

(1)税金の優遇措置

手帳の等級によって税の控除等が受けられます。

税の種類	対象者	所得控除額	窓口
	本人又は扶養親族が1級(特別障害者)の場合	30万円	
市県民税	本人又は扶養親族が2・3級(普通障害者)の 場合	26万円	市民税課 【電話】55-2734
	特別障害者を扶養し、かつ同居している場合	53万円	
	本人又は扶養親族が1級(特別障害者)の場合	40万円	
所得税	本人又は扶養親族が2・3級(普通障害者)の 場合	27万円	
	特別障害者を扶養し、かつ同居している場合	75万円	富士税務署
相続税	85歳未満の障害者が遺産を相続した場合、障害 次の計算により算出した金額を相続税額から控係 1級の場合 (85歳-本人の年齢)×20 2・3級の場合 (85歳-本人の年齢)×10	【電話】61-2460	
自動車税 種別割及び 環境性能割 (減免) ・1級の手帳所持者又はその所持者の生計同一者 ※取得又は所有する自動車で、所持者の通院・通所・通学等		富士 財務事務所 【電話】65-2118	
軽自動車税 種別割及び 環境性能割	のために所持者本人又は所持者の生計同一者 合	が運転する場	市民税課 【電話】55-2735

(2)後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度には通常75歳から加入しますが、下記対象者は65歳から加入できます。 事前にお問い合わせください。

対象者	窓口
1・2級の手帳所持者	国保年金課 【電話】55-2754

(3) バス運賃の割引

静岡県バス協会に加盟している会社のバス運賃が割引されます。

【協会加盟バス会社】富士急行・山交タウンコーチ・しずてつジャストライン

沼津登山東海バス・富士急静岡バス・富士急シティバス・伊豆東海バス 南伊豆東海バス・新東海バス・西伊豆東海バス・伊豆箱根バス

遠州鉄道・大井川鉄道・秋葉バス・浜松バス

割引の詳細については静岡県バス協会にお問い合わせください。

(4) 電車運賃の割引

会社	種類	対象者	内容	申込方法	窓口					
岳南電車	普通運賃 回数券運賃 定期券	・手帳所持者本人 ・手帳所持者と一 緒に乗車する介 護者	5割引	드 속기구]	E (\$1) []	도 宝네 리	동병내리		乗車時の普通乗車券やカード乗	【電話】 吉原駅 33-0510 本社 53-5111
静岡鉄道	普通運賃 定期券	・手帳所持者本人	(遠州鉄道の定期券は	車券、回数券や定期乗車券の購	【電話】 054-261-6981					
遠州鉄道	完相类	定期券 (最低運賃 者と一緒に乗車	・1級の手帳所持 者と一緒に乗車	入時に手帳を提示	【電話】 053-435-0221					
天 竜 浜 名 湖鉄道	普通運賃 定期券				【電話】 053-925-2276					

※但し、岳南電車、静岡鉄道、遠州鉄道は小児用定期券については対象外です。

(5) タクシー利用料金助成

在宅で生活している重度障害がある人に対して、タクシーの初乗運賃を助成します。

対象者	窓口	必要書類等
・在宅で生活をしている1級の手帳所持者		
※ただし、以下の人は助成が受けられません。	障害福祉課	
・社会福祉施設に入所している人	計画管理担当	精神障害者
・病院に入院している人	【電話】55-2911	保健福祉手帳
・自動車税種別割 (軽自動車を含む。) の減免を受けてい	【电码】55-2911	
る人		

(6) 航空運賃の割引

12歳以上の方で精神障害者保健福祉手帳(写真付きの手帳に限る。)を交付された方が、国内線の定期航空航路を利用する場合、航空運賃が割引されます。

対象者	窓口	必要書類等
・手帳所持者本人		精神障害者保健福
	航空運送事業者	祉手帳 (写真付の手
・手帳所持者と一緒に搭乗する介護者1人		帳に限る。)

※割引の対象及び割引率は航空運送事業者又は路線によって異なりますので、航空運送事業者 に直接お問い合わせください。

(7) NHK放送受信料の免除

区分	対象者	窓口	必要書類等	
◇哲名『◇	手帳を持つ世帯員がいる世帯で、かつ、世	障害福祉課		
全額免除	帯構成員全員が市民税非課税世帯の場合		精神障害者	
业·佐.	1級の手帳所持者が世帯主かつ受信契約	障害給付担当 【電話】55.0750	保健福祉手帳	
半額免除	者である場合	【電話】55-2759		

[※]NHK視聴者コールセンター(電話 0570-077-077)でも問い合わせを受けています。

(8) 携帯電話障害者割引

携帯電話の基本料金等が割引されます。等級は不問です。

会社	サービス名	窓口
NTTドコモ	ハーティ割引	
a u	スマイルハート割引	具体的な制切り合や子続きについては合社ことに異な りますので、取扱店にお問い合わせください。
ソフトバンク	ハートフレンド割引	りまりので、奴奴店にお同い百分せてたさい。

(9) ふれあい案内サービス

電話帳の使用が困難な人に無料で電話番号の案内をします。

対象者	【窓口】	必要書類等
手帳所持者(等級不問)	NTT 西日本 【電話】0120-104174 【FAX】0120-104134	①精神保健福祉手帳 ②みとめ印 (代筆する場合)

(10)公共施設利用料割引

市内の公共施設を利用する場合、利用料金等が割引されます。利用券等は各施設の窓口に手帳(等級不問)を提示して購入してください。なお、市外の施設でも利用できる場合がありますので、直接利用施設へお問い合わせください。

+/ 			内 容
施 設 名		本 人	同伴者
静岡県富士水泳場	利用料 大人 510円	無料	1人無料
富士山こどもの国	入園料 大人 830円	無料	1人無料

富士マリンプール、市立富士体育館、富士柔剣道場、市立富士川体育館は、利用形態(人数等)によって割引が異なりますのでお問い合わせください。

【電話】 81-2111 (富士市振興公社)

※富士マリンプール開設期間中は、富士マリンプール(電話33-3400)へお問い合 わせください。

(11) 駐車禁止規則の除外

駐車禁止された道路に一時的に駐車する必要がある場合、駐車禁止規制から除外できます。

対象者		窓口
1級の手帳所持者	公安委員会 (富士警察署内)	【電話】51-0110

(12)銀行等で受けられる割引

元本又は額面350万円までの預貯金などの利子が非課税になります。

制度名	対象者	窓口
新マル優制度	手帳所持者 (等級不問)	詳細は各金融機関にお問い合わせください。

[※]手帳保持者以外でも、障害年金・特別障害者手当等を受給している人は受けられます。

(13) 市営・県営住宅

家賃算定時の特別控除があります。

対象者	窓口
手帳所持者	市営・県営:静岡県住宅供給公社 富士出張所 【電話】55-2817

(14) ゆずりあい駐車場

歩行が困難な方々に「利用証」を交付します。

対象者			窓口
1級の手帳所持者	障害福祉課	計画管理担当	【電話】55-2911

(15) 障害者のための就労相談・・・17ページ参照

(16) ヘルプマーク・ヘルプカード

障害のある人や、高齢者、難病患者、妊婦等が、周囲の方から援助を受けやすくするヘルプマークや、いざという時に必要な支援や配慮について記載し携帯することによって、緊急時や災害時、困った際に配慮や手助けをお願いしやすくするためのヘルプカードを配布します。

制度名		【窓口】
	富士健康福祉センター福祉課	【電話】65-2647
ヘルプマーク	障害福祉課	【電話】55-2911
~~ <i>/</i> \ <i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	富士市立中央病院	【電話】52-1131
	共立蒲原総合病院	【電話】81-2211
ヘルプカード	障害福祉課	【電話】55-2911
	共立蒲原総合病院	【電話】81-2211

【再掲:手帳を利用して受けられるサービス一覧】

※利用可能○/条件あり△

サービス内容	1級	2級	3級	備考	
(1) 税金の優遇措置	0	0	0		
(2)後期高齢者医療への加入	0	0		65歳以上	
(3) バス運賃の割引(県バス協会)	0	0	0	詳細は各バス会社へ	
(4) 電車運賃の割引	0	0	0		
(5) タクシー利用料金助成(初乗り運賃助成)	0				
(6) 航空運賃の割引(国内線のみ)	0	0	0		
(7)NHK放送受信料の免除	Δ	Δ	Δ		
(8) 携帯電話基本使用料等の割引	0	0	0		
(9) ふれあい案内サービス	0	0	0		
(10) 公共施設利用料割引	0	0	0		
(11) 駐車禁止規則の除外	0				
(12) 銀行で受けられる割引 (新マル優制度)	0	0	0		
(13) 市営・県営住宅への単身入居申し込み	0	0	0		
(14) ゆずりあい駐車場	0				
(15) 障害者のための就労相談	0	0	0		
(16) ヘルプマーク、ヘルプカード	0	0	0		

2. 経済的支援に関すること

1) 医療費の助成制度

- (1) 自立支援医療(精神通院医療)
 - ■精神障害で通院治療を受けている人の医療費のうち、窓口で支払う保険診療分の自己負担額を 助成します。「病院への通院治療」以外にも、「薬局(院内・院外)」、「精神科デイケア」、「精神 訪問看護」にかかる自己負担額も対象になります。利用できる機関は、自立支援医療制度の指 定を受けている機関です。また利用機関はそれぞれ原則1機関に限られます。
 - ■通常、健康保険では医療費の3割を自己負担額として支払いますが、申請により「原則1割」になります。なお、申請は毎年更新する必要があります。(事前の更新のお知らせはありません)
 - ■1か月分の自己負担額に対して、「自己負担額の上限を設ける軽減措置」があります。所得区分により、上限額は下記のようになります。1か月の支払い金額が上限額を超えた場合、超えた額は窓口請求されません。

	生活	市民税	非課税		市民税課税	
所得区分	保護世帯	本人収入80万以下	本人収入 80 万円超	市民税所得割3万3千円未満	市民税所得割 3万3千円以上 23万5千円未満	市民税所得割 23万5千円以上
	生保	低1	低 2	中間1	中間 2	一定以上
「重度/継続」				上限額	上限額	上限額
の場合	ο Π	上限額	上限額	5,000 円	10,000 円	20,000 円
「重度/継続」 以外	0 円	2,500 円	5,000 円	上限なし (医療保険の自己負担限度額)		注)対象外

【対象者】精神疾患のため、継続的に通院治療を受けている人

注)市民税の所得割額(個人または世帯合計)が23万5,000円以上の人で、「重度かつ継続」(統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害、その他3年以上の経験のある精神科医が集中的かつ継続的に治療を要すると判断した人)に該当しない方は対象外になります。

【必要書類等】

- (1) 精神通院医療用診断書 ※診断書作成日が申請日から3か月以内のものに限ります。
- (2) 健康保険証
- (3) 個人番号カード又は通知カードと身分証明書(障害者手帳、年金手帳又は年金証書、保険証、 受給者証のいずれか2つ)

【窓口】障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759

(2)精神障害者(入院)医療費助成

精神的な疾患により精神科病院に入院した人(任意入院・医療保護入院)の療養を推進し、精神障害者及びその保護者の経済的負担を軽減するため、入院にかかる医療費の一部を助成します。

【対象者】精神科病院での入院期間が3か月を超え、かつ、引き続き6か月以上の入院が必要であると認められる人の医療費を負担している保護者、又は本人(富士市在住者に限る。)

【助成額】医療費(高額療養費や各種保険制度からの給付等を除く。)の自己負担額の2分の1

【手続き】受給資格認定の申請等が必要になりますので、事前にお問い合わせください。

【窓口】富士市役所 障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759

(3) 重度心身障害者医療費助成

下記の対象者に対して、医療費の自己負担額を助成します。ただし、1か月1医療機関ごとに500円の自己負担がかかります。また受給資格認定をするため申請が必要です。事前にお問い合わせください。

対象者	内容	窓口
精神障害者保健福祉手帳 1級受給者	1か月1医療機関ごと500円の自己	障害福祉課 障害給付担当
障害基礎年金1級受給者	負担となるよう医療費を助成します。	【電話】55-2759

(4)後期高齢者医療制度への加入・・・3ページ参照

(5) 高額療養費等つなぎ資金貸付事業

高額な医療費の支払いに困っている人に対し、貸し付けをしています。事前にお問い合わせください。

対象者	窓口
国民健康保険加入者	社会福祉協議会
国民健康休腴加入有	【電話】64-6600

2) 年金·手当(令和6年4月1日現在)

(1) 障害年金

障害年金は病気やけがにより一定の障害が残った場合に、障害の程度に応じて障害年金が支給 されます。

初診時に加入していた年金制度「国民年金(障害基礎年金)」、「厚生年金(障害厚生年金)」、「共済年金(障害共済年金)」のいずれかにより支給されますが、請求できるのは原則として20歳から65歳までの間です。また、保険料の納付状況や障害の程度など条件があります。20歳前の障害については20歳になったときから支給申請をすることができます。

【対象となる障害(精神について)】

統合失調症、気分障害(うつ病等)、てんかん、器質性精神病(認知症、頭部外傷)など

【申請条件】以下の条件をすべて満たしている人

- ・原則として20歳から65歳の人
- 初診日から1年6か月が経過していること
- ・年金の納付状況が要件をみたしている人

【支給年額】(令和6年度)

□障害基礎年金・・・国民年金

1級:1,020,000円 / 2級:816,000円

□障害厚生(共済)年金・・・厚生(共済)年金

1級:障害基礎年金(1,020,00円)+障害厚生(共済)年金※

2級:障害基礎年金(816,000円)+障害厚生(共済)年金※

3級:612,000円(最低保障)

※障害厚生(共済)年金額は、加入期間の月数等に基づいて算出されます。

【窓口】初診時に加入していた年金制度窓口にお問い合わせください。

- □障害基礎年金(国民年金)については・・・国保年金課国民年金担当【電話】55-2755
- □障害厚生年金(厚生年金)については・・・日本年金機構 富士年金事務所【電話】61-1900
- □障害共済年金(共済年金)については・・・各共済組合

(2)特別児童扶養手当

下記のような重度又は中度の精神障害のある20歳未満のこどもを家庭で養育している人(保護者)に支給します。ただし支給制限があります。

区分	対象者	手当月額		
1級	精神の障害があって、身体障害者手帳1級・2級又は3級の一部若	55,350円		
1 形久	しくは療育手帳Aと同程度と認められるこども	55, 550F		
2級	精神の障害があって、身体障害者手帳3級の一部・4級の一部又は	36,860円		
△ 形又	知的障害で I Qがおおむね50以下と同程度と認められるこども			
支給制限	①障害児及びその扶養義務者の所得が一定の基準額以上の場合			
該当者	②障害児が社会福祉施設に入所している場合			
窓口	障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759	_		

(3)特別障害者手当

重度の障害が重複するため、日常生活において常時特別の介護を必要する状態にある20歳以上の在宅で生活する人に支給します。ただし支給制限があります。

	手当月額		
・重度の精神障	章害により日常生活の維持が困難な人	99940	
• 身体障害者	手帳1級・2級程度の障害と重度の精神障害が重複している人	28,840円	
士公生山四	①障害者、配偶者及びその扶養義務者の所得が一定の基準額以上の	の場合	
	支給制限 ②障害者が社会福祉施設に入所している場合		
談 ヨ 有	③3か月以上にわたり入院した場合		
窓口	障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759		

(4)障害児福祉手当

重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要する状態にある20歳未満の在宅で生活するこどもに支給します。ただし支給制限があります。

	対象者	手当月額
・重度の精神	章害を持つこども	15,690円
支給制限	①障害児及びその扶養義務者の所得が一定の基準額以上の場合	
該当者	②障害児が社会福祉施設に入所している場合	
窓口	障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759	

(5) 富士市重症心身障害者等介護手当

重度の精神障害を持つ人と同居して常時介護している人に支給されます。ただし支給制限があります。

	手当月額	
• 身体障害者	手帳1級・2級又は身体障害者手帳1級・2級とIQ35以下の知	
的障害が重視	复している者と同程度の精神障害者と同居して、常時介護している	5,000円
人		
支給制限	①障害者児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、障害基	礎年金、生活保護
該当者	を受給している人	
	②障害者、配偶者及びその扶養義務者の所得が一定の基準以上の	場合
窓口	障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759	

(6) 心身障害者扶養共済制度(拠出制年金)

精神障害者(児)の保護者等が一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害者になった場合に、掛け金の対象とされていた障害者(児)に年金が支給される制度です。なお、制度の対象となる障害の程度等については、事前にお問い合わせください。

【対象者】65歳未満で特別の疾病又は障害がない保護者

【窓口】障害福祉課 障害給付担当 【電話】55-2759

(7) 児童扶養手当

父母のどちらかに重度の障害がある児童、又は父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。手当を受給するためには申請が必要です。

	対象者	手当額	
18歳に達	する日以後最初の3月31日までの間にある下記のいずれかに該		
当する児童を	監護している母、又は養育している養育者、児童を監護し、かつ、		
生計を同じく	している父。		
1 父又に	は母が重度の障害(年金の障害等級の1級程度)にある児童		
2 父母だ	「離婚(事実婚の解消を含む)した後、父又は母と生計を同じく	児童の数や所得	
してい	いない児童	等により決めら	
3 父又次	は母が死亡又は生死不明である児童	れます。	
4 父又に	は母が1年以上拘禁(刑務所等に収監)されている児童		
5 父又に	は母に1年以上遺棄されている児童		
6 婚姻に	こよらないで生まれた児童		
7 父又に	は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童		
	1 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等(通園施設は除く)に入所している	
手当の対	とき。		
サヨの刈 象となら	2 児童や手当を受けようとする者が日本国内に住んでいないとき	· 0	
る。			
様の事情にあるときを含みます。)※父又は母が重度の障害の場合を除く			
	4 児童が母子家庭の場合は父、父子家庭の場合は母と生計を同じ	こくしているとき。	
窓口	子育て給付課 【電話】55-2738		

3)貸付

(1) 生活福祉資金

経済的自立と生活意欲を促進するため、資金を貸し付けしています。

対象者	窓口
精神障害者手帳を所持している方がいる世帯又は低所得世帯	社会福祉協議会 【電話】64-6600

3. 生活の支援・向上に関すること

1) 自立支援給付

障害福祉サービスには日常生活上継続的に必要な介護支援を行う「介護給付」と、地域生活を行うために一定期間提供される訓練的支援の「訓練等給付」、安定した地域生活をおくるための支援である「地域相談支援給付」があります。

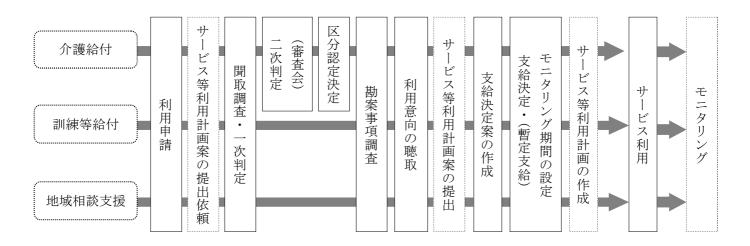
サービス名		内容
^	居宅介護	自宅にて、調理、洗濯、掃除等の「家事援助」や入浴、洗髪等の「身体介
介護給	(ホームヘルパー派遣)	護」を行うホームヘルパーを派遣します。
給付	短期入所	自宅で介護等を行っている保護者等が、病気やその他の理由により一時的
1.3	(ショートステイ)	に介護できない場合に、施設に短期間入所できます。
	共同生活援助	数名で共同生活を行います。ある程度の自活能力がある人が対象になりま
	(グループホーム)	す。世話人が相談や必要な援助を行います。
		障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知
	自立生活援助	的・精神障害者などに対し、地域生活を支援するため、一定の期間にわた
		り定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練を、
	机刀7岁17 又1发	プログラムに基づき一定期間行います。
訓練	就労継続支援A型	一般就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般
練等給付	机力枢机入场 4 主	就労に必要な訓練等を行います。
裕	就労継続支援B型	一般就労が困難な人に対し、生産活動の機会を提供し、必要な訓練等を行
	加力MEMLX1及1至	います。
	就労定着支援	就労移行支援・就労継続支援A型・B型を利用した後に、一般就労した障
	M.刀尺有又1友	害者に対し、就労の定着を目的に訪問等の支援を一定期間行います。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上
	(生活訓練)	のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間支援施設に宿泊し
	旧扣土日立即除	ながら、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
地域相談支援給付		長期に精神科病院に入院している人や障害者支援施設等に入所している人
	地域移行支援	が退院・退所するに当たり、スムーズに地域生活が始められるように、入
		院・入所中から住居の確保や支援生活の準備等の支援を行います。
接給	地域定着支援	精神科病院を退院又は障害者支援施設等を退所し、一人暮らしを始めた人
付	地域化但人板	等に対して、緊急時における支援等を行います。

※その他にも福祉サービスはありますので、詳しくはお問い合わせください。

【利用可能対象者】

①精神障害者保健福祉手帳所持者 ②自立支援医療受給者 ③障害年金受給者 (精神障害が事由)

【申請から支給決定までの流れ】



- ①申請者は、市が発行した「サービス等利用計画案の提出依頼書」を持って、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に現状や課題等について相談します。
- ②相談支援専門員は申請者の区分判定結果等をふまえ、課題解決に向けた適切な「サービス等利用計画案」を作成します。
- ③申請者はそのサービス等利用計画案を市に提出します。
- ④市はそのサービス等利用計画案を参考に支給決定・モニタリング期間の設定を行い、申請者に対 し受給者証を交付します。
- ⑤相談支援専門員は「サービス等利用計画」を作成し、申請者はサービスの利用を開始します。
- ⑥相談支援専門員は利用者の状況把握・支援に努め、定められたモニタリング期間に基づき、課題 解決についての評価を行います。

【利用者負担額】

介護給付・訓練等給付は原則サービス価格の1割となりますが、所得に応じて自己負担上限月額が設定されることや個別の減免措置が設けられています。生活保護受給者及び市民税非課税者(有配偶者は配偶者も市民税非課税者)については、利用者負担はありません。

なお、地域相談支援やサービス等利用計画の作成についての利用者負担はありません。

【窓口】障害福祉課 相談支援担当 【電話】55-2761

2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、自立支援給付とは別に、地域や利用者の実情に応じて市や県が実施する事業です。

(1) 相談支援事業

地域で生活する障害のある人やその保護者等の相談に応じ、情報の提供や助言等を行います。

指定事業所	支援内容	住所・電話番号	定休日
(福)昭隆会 ゆうゆう	□面接相談(予約制) □電話相談 9:00~16:00 ・精神保健福祉士による相談 ・家族のみの相談も可	富士市大淵 2815-2 【電話 35-2911】	・日曜日 ・年末年始 (不定休あり)
(公財)復康会 サポートセンター ほっと	□面接相談(予約制) □電話相談 9:00~17:00 ・精神保健福祉士による相談	富士市日乃出町 165-1 サンミック静岡ビル 104 号 【電話 32-8160】	・日曜祝祭日 ・年末年始 (不定休あり)

(2) 地域活動支援センター事業

地域で生活する障害のある人を支援する施設(地域活動支援センター)で、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進活動等を行います。

【実施事業所】28・29ページ参照。

(3)日中一時支援事業

障害児・者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の一時的な休息を目的とした見守り等を行います。

【実施事業所】29・30ページ参照。

(4)移動支援事業

単独では外出困難な障害児・者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動、社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣し、外出時に必要な移動の介助や外出に伴って必要となる支援を行います。

【実施事業所】30ページ参照。

(5) ライフサポート事業

障害児・者やその家族が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法による給付を補完する制度として、ライフサポート事業を実施しています。この事業は、AD/HD・LD・高機能自閉症等の身体障害者手帳や療育手帳等を所持していない人も対象としています。

- ホームヘルパーの派遣
- 短期入所
- ・デイサービス

【実施事業所】31ページ参照。

3) その他事業

(1)精神科デイケア事業

通院医療のひとつの形で、昼間の一定時間を通院し、生活リズムや対人関係の改善、社会復帰、 社会参加等を目的とした集団治療(集団精神療法、レクレーション、創作活動等)を行います。

【費用】医療費としてかかります。

※自立支援医療(7ページ参照)の申請をしていれば、自己負担額は1割になります。

【窓口】デイケアを実施している指定の各精神科病院

(2)配食サービス事業

重度障害のために調理が困難な状態であり買い物に出ることができないなど、食事の確保ができない人に対し、民間の給食事業者が安否確認とともに、昼食又は夕食をご自宅に届けます。なお利用に当たっては、利用対象者に該当するかどうか確認調査を行います。

【利用回数】1週間に最大5食以内(昼食・夕食のうち)

【利用料】1食につき300円(ご飯あり)、250円(ご飯なし)

【窓口】障害福祉課 計画管理担当 【電話】55-2911

4. 権利や財産の保護に関すること

1) 成年後見制度

(1) 法定後見制度

判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって選ばれる本人の権利を守る援助者(成年後見人等)が本人に代わって財産管理や必要な契約をしたり、悪徳商法などの契約を取り消したりするなどの、本人を法律的に支援する制度です。判断能力の度合いによって、下記のように区分され、本人の判断能力に見合った制度が選ばれるようになっています。

制度	本人の判断能力	支援する人	申し立てできる人
後見	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	成年後見人	①本人
保佐	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	保佐人	②配偶者
補助	日常生活で判断能力が不十分な人	補助人	③四親等内の親族

[※]申し立てをする人がいない場合は、市長が申し立てをすることができます。

(2) 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ 自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代 理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

【窓口】□成年後見制度全般について

- ・富士市成年後見支援センター 【電話】64-6010
- ・(公社) 成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 【電話】054-289-3999
- ・障害福祉課 相談支援担当 【電話】55-2761

※その他、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会でも相談を受けています。

- □成年後見制度の申し立てに関することについて
 - ・静岡家庭裁判所 富士支部 【電話】52-0386
- □任意後見契約について
 - · 富士公証役場 【電話】51-4958

2) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

判断能力が十分でない障害のある人などが、地域で安心して自立した生活が送れるように、金銭管理や日常生活に関する相談支援を行う事業です。

【実施内容】

- ・福祉サービスの利用における契約や情報提供
- ・金融機関での入出金、支払いなどの日常金銭管理
- ・通帳や印鑑などの大切な書類の保管

【利用料】有料(ただし、生活保護受給者は無料)

【窓口】富士市社会福祉協議会 【電話】64-6600

5. 就労支援に関すること

1) 就労相談窓口,就労支援制度

(1) 障害者雇用

ハローワークに登録することで、障害者枠の求人に応募することができます。また、ハローワークでは職業相談、職業訓練等の相談も行っています。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳所持者(等級不問)

【窓口】ハローワーク (公共職業安定所) 【電話】51-2151

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

障害のある人の就労と就業生活に関する相談援助を行います。現在働いている人やこれから就職を目指す人に対して、就職から職場定着にかかる支援、職業生活を安心して送るための支援を行います。相談料は無料です。

【主な業務】

- ・就職活動や職場定着に関して、相談内容に応じた助言等
- ・生活習慣や金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言等
- ・就職にむけた準備支援。職業準備訓練や職場実習等のあっせん
- ・事業主に対し、障害特性をふまえた雇用管理についての助言等
- ・関係機関との連絡会議の開催及びこれらの機関との連携
- ・職場定着のための在職者の交流活動の実施

【窓口】富士障害者就業・生活支援センター「チャレンジ」 【電話】39-2702 (富士市比奈 1481-2: 吉永第一小学校近く)

(3) 富士市障害者就労機能パワーアップ事業

誰もが生きがいをもって生き生きと暮らせる社会を目指して、働く意欲のある方たちの 自立と、障害者雇用をすすめる企業をサポートします。相談料は無料です。

【主な業務】

- ・就労支援ネットワークの強化、連携
- ・障害者就労支援施設の工賃向上
- ・企業へ障害者雇用について様々な方法の提案

【受託先】NPO法人 富士市手をつなぐ育成会

【窓口】 富士市障害者就労機能パワーアップ事業 【電話】51-0632 (富士市瓜島町 145 コーポ栄座 104 号室)

(4) ユニバーサル就労

働きづらさを抱えた方を対象に、その方にあったオーダーメイド型の就労支援を行います。 富士市ユニバーサル就労支援センターで、相談から支援まで一体的に行います。また、相談の 結果、他の就労支援機関をご紹介することもあります。

【窓口】富士市ユニバーサル就労支援センター(富士市フィランセ東館1階)

【電話】64-6969

【相談時間】月曜日~金曜日(祝休日、年末年始は除く)8:30~17:15

6. 相談に関すること

1) 相談窓口

(1) こころの病気全般に関する相談

■こころの相談 (精神科医師による相談)

こころの病気(うつ病・神経症など)・ストレス・アルコール・ひきこもり・老年期の心・精神 障害者の社会復帰に関すること等について、毎月精神科医師による無料相談を実施しています。 予約制ですので、事前にお申込みください。

【窓口】富士健康福祉センター(富士保健所)福祉課 【電話】65-2155

■保健師による相談

【実施日】毎週月曜日~金曜日

【時間・窓口】8:30~17:15/富士市障害福祉課 相談支援担当 【電話】55-2761

■保健師・精神保健福祉士による相談

【実施日】毎週月曜日~金曜日

【時間・窓口】8:30~17:15/富士健康福祉センター(富士保健所)福祉課 【電話】65-2155

■相談支援事業所による相談

地域で生活する障害のある人やその保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

指定事業所	支援内容	住所・電話番号	定休日
(福)昭隆会 ゆうゆう	□面接相談 (予約制) □電話相談 9:00~16:00 ・精神保健福祉士による相談 ・家族のみの相談も可	富士市大淵 2815-2 【電話 35-2911】	・日曜日・年末年始(不定休あり)
(公財)復康会 サポートセンター ほっと	□面接相談(予約制) □電話相談 9:00~17:00 ・精神保健福祉士による相談	富士市日乃出町 165-1 サンミック静岡ビル 104 号 【電話 32-8160】	・日曜祝祭日 ・年末年始 (不定休あり)

(2) 高次脳機能障害に関する相談

■高次脳機能障害医療等総合相談事業

事故による脳外傷や脳卒中等を原因とする記憶障害や行動障害等の高次脳機能障害について、年 に1回専門医師等による無料相談を開催しています。※事前予約制

【窓口】富士健康福祉センター 福祉課 【電話】65-2155

■高次脳機能障害を持った方とその家族の集まり

悩みを話し合い、互いに励まし、助け合うところです。また、障害を正しく理解し、福祉制度を 学ぶための活動や、社会に対して障害の理解を求める働きかけを行っています。

【窓口】 高次脳機能障害友の会(しずおか)東部 【電話】井澤方 055-978-5248

■依存相談

薬物・アルコール・ギャンブル等依存症に関して、専門相談員による無料相談を行っています。 秘密は厳守されます。予約制ですので、事前にお申込みください。

【会場1】静岡県精神保健福祉センター

静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎別館

【日程】 原則 第1・第3木曜日、第4月曜日 13:30~16:00

【会場2】静岡県東部総合庁舎

沼津市高島本町 1-3

【日程】 原則 第1水曜日 10:00~12:00

<申込み・問合せ先>*相談日の前日までの申し込みが必要です。 054-286-9245 (静岡県精神保健福祉センター)

■酒害相談

断酒会員による面接・電話相談を行っています。(相談無料・秘密厳守)

【日程】毎週火曜日 13:00~16:00

【面接場所】フィランセ東館3階

【電話相談専用番号】64-9044

【窓口】富士断酒会 090-1722-8717 (田村寿雄)

(4)発達相談に関する相談

■発達障害者支援センター

年齢、知的障害の有無に関わらず発達障害(自閉症・アスペルガー症候群・その他の広汎性発達 障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等)やその疑いがある人に対し、様々な相談支援を行ってい ます。

【窓口】静岡県東部発達障害者支援センター「アスタ」 (沼津市上土町3番地 沼津トラストビル2階)

【電話】055-957-9090

■発達障害者支援センター機能強化事業

発達障害に関する相談支援や関係機関との連絡調整を行います。

【窓口】特定相談支援事業所くすの木(富士市大淵 2106-3)

【電話】30-7700

■相談支援事業所いろはに

主に高校生を含む学齢期のこどもを中心に、発達障害またその疑いのある人や家族を対象に、 相談支援を行なっています。

【窓口】相談支援事業所いろはに(富士市厚原 879-9) 【電話】71-3995

■静岡県ひきこもり支援センター

専門の支援コーディネーター2人による電話・面接相談。外出できない当事者に対し、本人の 希望があれば訪問なども行っています。

【窓口】静岡県ひきこもり支援センター(静岡市駿河区有明町 2·20 静岡総合庁舎別館精神保健福祉センター内) 月〜金(祝日・年末年始を除く) 10:00〜12:00/13:00〜15:00

【電話】054-286-9219

■富士市ユニバーサル就労支援センター

生活全般の相談に対応し、自立に向けた支援や、家庭訪問や居場所の提供も行っています。

【窓口】富士市ユニバーサル就労支援センター(富士市本市場 432-1 富士市フィランセ東館 1 階) 月〜金(祝日・年末年始は除く) 8:30~17:15

【電話】64-6969 【メール】f-uw@aurora.ocn.ne.jp

■富士市若者相談窓口 ココ☆カラ

概ね中学校卒業から39歳までの若者を対象に、専門の相談員が相談にのります。

【窓口】富士市若者相談窓口 ココ☆カラ(富士市八代町1番1号 富士市教育プラザ内) 火へ土 9:00~17:00 【電話】55-0562 【メール】f-wakamono@chive.ocn.ne.jp ■



(6) その他の電話相談

■精神科救急情報ダイヤル (静岡県健康福祉部)

24時間対応で、緊急時の精神科医療の対応方法や受診可能な医療機関の紹介等の情報提供を行います。(かかりつけの医療機関がある人は、まずそちらにご相談ください。) 【電話】054-253-9905

■いのちの電話

こころに悩みを抱え、命を絶ちたいほどの孤独や不安に苦しんでいる人の相談に対応します。

【静岡いのちの電話】 毎日 15:00~21:00 【電話】054-272-4343

【いのちの電話フリーダイヤル (厚生労働省)】 毎月10日:24時間 【電話】0120-738-556

■こころの電話 (精神保健福祉センター)

こころの悩みや精神保健福祉に関する事等について専門相談員による電話相談を行っています。

【時間】月~金 8:30~11:45/13:00~16:30 【電話】055-922-5562

※平日17時以降と土・日祝日は「いのちの電話」(静岡・浜松)に自動転送されます

■こころを病む人の家族のための電話相談

こころの病を抱えている人の家族の悩み等に対して、富士市精神障害者相談員による電話相 を行っています。(対象は家族のみ。当事者本人は不可)

【時間】毎週火・木 9:00~12:00/13:00~16:00 【電話】090-4406-7473 ※時間帯によってはつながらない場合もあります。ご了承ください。

■若者こころの悩み相談窓口 (精神保健福祉センター)

生きるのがつらくなった等、こころの悩みを抱えた若者(概ね40歳未満)又はその家族から の電話相談に応じています。 【時間】24時間 【電話】0800·200·2326

7. 関係団体等に関すること

1)精神障害者家族会

家族会は、精神障害のある人の家族の集まりです。悩みや心配事を語り合い、お互いに励まし助け合う場所です。また、福祉制度や病気について学び、正しい知識を身につける場でもあります。 また、差別や偏見のない社会をつくるため、地域に働きかける活動なども行っています。

名称	連絡先	定例会	備考
富士精神保健福祉家族会	080-9728-1384	毎月第3日曜日	
みつまた会	080-9728-1364	13:30~	
精神保健福祉家族会	090-7432-0169	毎月第3水曜日	富士圏域で活動
ぬくもりの会	⊠ nukumori15@ gmail.com	午後	畠工圏域で店割

^{※「}アルコール依存者」「薬物依存者」「高次脳機能障害者」「てんかん」等の家族会や「自死遺族会」 についてのお問い合わせは、障害福祉課(電話 55-2761)までお問い合わせください。

2) 精神保健福祉ボランティアグループ

名称	連絡先	備考
精神保健福祉ボラ	090-2948-9455	・富士圏域で活動
ンティア こすもす	090-2948-9499	・※"ほっと"サロン「こすもす」を運営
		(代表 河合)
なごみの会	0544-24-6845	・精神保健福祉ボランティア養成講座
		開催など

※ "ほっと" サロン「こすもす」【時間】原則毎月第1日曜日 10:00~11:30(当事者のほっとする居場所)【場所】富士市フィランセ東館3階

3) 当事者グループ

名称	連絡先	備考
ティータイム	35-2911 (地域活動支援センター ゆうゆう)	
富士断酒会	35-5113 090-3853-9631(渡慶次 勝彦)	月に数回、フィランセやまちづ くりセンターにて例会を開催

8. 富士市・富士市周辺の関連施設(令和6年4月1日現在)

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

事業所名	住所	電話
老生直(おきな)	富士市比奈 993-1	30-8090
くすの木学園	富士市大淵 2106-3	35-0312
孝行家(こうこうや)	富士市鮫島 436-1	30-7337
ごうでぃんぐ岩世ヶ原	富士市原田 2311-1	67-6451
すどの杜	富士市増川 510-1	39-0061
デイサービスセンターサルビア	富士市五味島 280-1	66-1616
大地	富士市厚原 640-2	30-9211
永遠の家	富士市伝法 1773-30	53-6855
2人3脚	富士市境 499-1	39-2239
はまかぜ	富士市大野新田 744-12	31-1030
ヒューマンヒルズ新富士	富士市柳島 198-3	66-2766
デイサービスふじみ台	富士市三ツ沢 217-2	23-1234
多機能ホーム結	富士市一色 168-7	38-9331
リル富士松岡	富士市松岡 418-8	30-9018
オープンスペース笑居笑居	富士市横割2丁目2-27	61-7677
ケアサポート由	富士宮市城北町 111-1	0544-27-6061
かぬき学園	沼津市宮本 5-2	055-923-7850
クリエート太陽	沼津市宮本 5-2	055-923-7917
ワークスとおがさ	沼津市宮本 5-2	055-923-7850

■自立訓練(生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	住所	電話
いっぷく	富士市江尾 150-1	39-1150
いふう	富士市比奈 967-2	67-5651
Salita Fuji	富士市比奈 1294-5	67-1022
ゆうが	富士市松本 372-1	66-1234
機能訓練プラザ	富士市岩本 458-27	32-7599
くすの木学園	富士市大淵 2106-3	35-0312
就労移行支援事業所 growth	富士市永田町 1-91 スルガビル 2 階	67-2604
サンライズあかつき	富士宮市北山 4783-1	0544-58-6155
スクールふじのみや	富士宮市上井出 613-2	0544-54-1513

事業所名	住所	電話
LEAF	富士宮市粟倉 2736-3	0544-21-9533
スキルアップスクール SES 沼津駅前校	沼津市高沢町 3-15 エンゼルパークビル 3 階	055-941-6020
あまぎ学園	沼津市宮本 5-2	055-923-7850

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	住所	電話
アポーヨ富士	富士市本市場町 828TAS ビル 4 階	65-6821
イコイ	富士市厚原 1255-1	32-9353
くすの木学園	富士市大淵 2106-3	35-0312
就労移行支援事業所 growth	富士市永田町 1-91 スルガビル 2 階	67-2604
富士山ドリームビレッジ	富士市依田橋 405-1	30-7575
夢の杜	富士市伝法 1-7	30-7295
リアライズ	富士市平垣本町 7-20 サニービル 101	88-7441
スクールふじのみや	富士宮市上井出 613-2	0544-54-1513
LEAF	富士宮市粟倉 2736-3	0544-21-9533
富士宮ドリームビレッジ	富士宮市粟倉南町 147-1	0544-25-1808
ワークスうしぶせ	沼津市宮本 5-2	055-923-7850
スキルアップスクール SES 沼津駅前校	沼津市高沢町 3-15 エンゼルパークビル 3 階	055-941-6020
サインズ	沼津市本田町 12-28	055-941-7835
LITALICO ワークス静岡	静岡市葵区御幸町 3-21 ペガサート 3 階	054-205-7177

■就労定着支援

就労移行支援、就労継続支援A型・B型を利用した後に一般就労した障害者に対し、就労の定着を 目的に訪問等の支援を一定期間行います。

事業所名	住所	電話
アポーヨ富士	富士市本市場町 28TAS ビル 4 階	65-6821
サンライズ	富士市水戸島本町 12-40	32-8481
くすの木学園	富士市大淵 2106-3	35-0312
富士山ドリームビレッジ	富士市依田橋 405-1	30-7575
夢の杜	富士市伝法 1-7	30-7295

■就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用型です。

事業所名	住所	電話
アクティブ	富士市高島町 99	32-6613
あゆみ	富士市津田町 179-1	52-1975
いふう	富士市比奈 967-2	67-5600 (Lハート内)
笑福	富士市伝法 2693-5	78-3130
Lハート江尾	富士市江尾 246-7	30-9100
サンライズ	富士市上横割 235-9	32-8481
ガーベラ	富士市柳島 229-6	090-9917-1062
チェンジ	富士市大野 50	31-1481
プレーリー	富士市松岡 1564-4	88-2763
みちしる	富士市依田橋 266-1	32-6121
はみんぐ	富士市五味島 277-1	67-2030
リアライズ	富士市平垣本町 7-20 サニービル 101	88-7441
ARATA就労センター	富士宮市元城町 3-8	0544-66-8877
クローバー	富士宮市万野原新田 3730-5	0544-24-7347
就労支援センターNEST	富士宮市小泉 413-2	0544-21-9000
くれよん	沼津市高沢町 18-6	055-923-7833
サインズ	沼津市本田町 10-32	055-941-7834
ぴーす	沼津市大諏訪 520-1	055-946-6821
アイサンキュー	沼津市上香貫三貫地 1173-6	055-931-3987
すずらん	沼津市高沢町 4-39	055-929-9656
つながり	沼津市原 1413-1	055-967-9512
みちしる沼津	沼津市吉田町 27-5	055-960-9999

■就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	住所	電話
アクティブ	富士市高島町 99	32-6613
イコイ	富士市厚原 1255-1	32-9353
いっぷく	富士市江尾 150-1	39-1150
イロドリ	富士市大淵 3923-4	30-7713
ごうでぃんぐ岩世ヶ原	富士市原田 2311-1	67-6451
オープンスペース笑居笑居	富士市横割2丁目2-27	61-7677
岳南ワークステーション富士	富士市津田 222-1	32-9634
ゲンキワークス富士	富士市入山瀬 3-6-55	78-3136
きさらぎ富士	富士市増川新町 13-1	32-6823
くすの木学園	富士市大淵 2106-3	35-0312
ココハウス	富士市高島町 139 ラフォンテ高島町 102	50-9008
Salita Fuji Calmati	富士市比奈 1294-5	67-1022
サンライズ	富士市水戸島本町 12-40	32-8481
C-plus富士	富士市伝法 680-5	67-7832
スマイルベリーファーム	富士市大淵 11253	32-8266
匠	富士市日乃出町 50	52-1830
でじるみ富士	富士市中央町2丁目2-25	51-6770
はないろ	富士市柚木 317-1	30-8716
ハナリコ	富士市今泉9丁目8-361階	67-3111
はみんぐ	富士市五味島 277-1	67-2030
フラワー	富士市国久保 3-2-32 美穂ビル 1 階	67-8412
NEST青葉町	富士市青葉町 429	38-9111
はじめの一歩	富士市松岡 1014-2	88-1128
ポプリ	富士市蓼原 202-7	61-6310
もちづき	富士市本町 15-27 アーバンマンション 1 階	30-7565
ゆうが	富士市松本 372-1	66-1234
夢の杜	富士市伝法 1-7	30-7295
ラビット富士	富士市岩本 2450-15	61-7755
ラビット富士ぐらんで	富士市伝法 2450-1	30-9177
わらぼ	富士市西船津 325-7	67-8680
富士宮ドリームビレッジ	富士宮市粟倉南町 147-1	0544-21-3021
あかつき園	富士宮市北山 4783-1	0544-58-6155
ARATA	富士宮市中央町 2-4	0544-66-8877
EPOファーム	富士宮市粟倉 2736-3	0544-21-9533
NEST	富士宮市小泉 413-2	0544-21-9000
あまぎ学園	沼津市宮本 5-2	055-923-7909

事業所名	住所	電話
きさらぎ	沼津市石川 828-3	055-967-5952
クリエート太陽	沼津市宮本 5-2	055-923-7917
サインズ	沼津市本田町 12-28	055-941-7833
すずらん	沼津市高沢町 4-39	055-929-9656
ぴーす	沼津市大諏訪 520-1	055-946-6821
日本ワークス	沼津市西沢田 504	055-963-2088
ワークステーションふれあい沼津	沼津市下一丁田 897	055-954-2730
中伊豆リハビリテーションセンターあゆみ	伊豆市冷川 1523-108	0558-83-2111

■共同生活援助(介護サービス包括型)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

事業所名	住所	電話
イコイ	富士市本市場字佳来南 220-15	67-8307
カノアハウスフジ	富士市中央町2丁目9-9-2-103	080-3503-2095
さくらの杜	富士市今泉 3186-1 コーポ高砂	67-2707
ドリームゲート松岡	富士市松岡 1676-51	67-7377
ハッピーホーム	富士市松本 86-1	32-6882
BREMEN中里	富士市中里 1232-1	67-5657
LIHWA	富士市富士岡 1487-23	67-8929
VERMILION (バーミリオン)	富士市三ツ沢 577-1	67-5771
花みずき	富士宮市万野原新田 3180-8	0544-26-5028
カノアハウス	沼津市石川 282-1 第 1 のぼりマンション 101	055-950-5520
ソーシャルインクルーホーム沼津西沢田	沼津市西沢田 404-2	055-923-6006
グループホームはまゆう寮	沼津市中瀬町 17-11	055-934-0535
グループホームカーサ岡の宮	沼津市岡宮 612-1	055-926-1750
グループホームコーポ狩野	沼津市中瀬町 24-1	055-933-1038
グループホームあおぞら1号	静岡市葵区門屋 111-1	054-294-1669
グループホームあおぞら2号	静岡市葵区沓谷1丁目30-14	054-247-0641

■共同生活援助(外部サービス利用型)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

事業所名	住所	電話
大富士グループホーム	富士市石坂 333-5 広見台ドミールKN B102	22-3911
きあら	富士市中里 2591-22 リバーハイツ 102・202・203	055-967-5952
中野寮	富士市石坂 405-12 ベルコーポ石坂 101・102	35-2911
富士ばらホーム	富士市大淵 2815-2	35-2911
ふじみ	富士市厚原 1138-6	71-3370
グループホーム富士寮	富士市今井2丁目11-10	31-0505
コーポあかつき (パンジー、ひ まわり、コスモス等)	富士宮市万野原新田 3895-1 コー ポアルファ A	0544-58-6155
グループホーム千本	沼津市常盤町 1-5-1 千本コーポほか	055-962-3530
グループホームやまいも	御殿場市保土沢 1080-78	0550-78-7170
ここみ	静岡市清水区村松原3丁目14-8	054-337-1746

■共同生活援助(日中サービス支援型)

常時の支援が必要な重度の障害者に対し、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

事業所名	住所	電話
ソーシャルインクルーホーム富士蓼原	富士市蓼原 692-18	63-5761
ソーシャルインクルーホーム富士水戸島	富士市水戸島 2-19	62-0674
ちゃーむ	富士市長通 99-1	30-8561
ふわふわ富士松岡	富士市松岡 420-2	30-8978
MG style富士川成新町	富士市川成新町 214-2	67-3620
ソーシャルインクルーホーム富士宮大岩	富士宮市大岩 529-1	0544-66-5335
ふわふわ富士宮	富士宮市西小泉町 59-2	0544-66-6710
みや~と	富士宮市淀師 1577-4	0544-21-9637

■地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

事業所名	住所	電話
アップルハウス	富士市石坂 85-27	67-2271
イコイ	富士市厚原 1255-1	32-9353
え~る	富士市比奈 40-1	67-2980
きぼうの里	富士市大淵 14283-1	35-5520
きりのね	富士市厚原 2314	090-5869-2021
ピュール	富士市厚原 2168-3	32-7335

事業所名	住所	電話
ふじのくにさくら工房	富士市今泉 2598-4	52-7207
ゆうゆう	富士市大淵 2815-1	35-2911
夢の丘工房	富士市伝法 1-7	30-7295
よつば工房	富士市中野 223-7	35-6161
ふらっと	富士宮市宮原 7-1	0544-22-1315
きさらぎ	沼津市石川 828-3	055-967-5952
やまいも倶楽部	御殿場市保土沢 1080-78	0550-88-5517

■日中一時支援

障害児・者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の一時的な休息を目的とした見守り 等を行います。

事業所名	住所	電話
あそ~と	富士市伝法 1065-10	52-1123
アミ	富士市伝法 710-14	78-0723
イコイ	富士市厚原 1255-1	32-9353
きぼうの里	富士市大淵 14283-1	37-0515
くすの木学園	富士市大淵 2106-3	35-0312
コアの木	富士市厚原 2180-4-2	30-9095
ごうでぃんぐ原田	富士市原田 1122-15	88-1959
Salita Fuji	富士市比奈 1294-5	67-1022
すまいるおひさま	富士市神戸 441-1	21-4000
大地	富士市厚原 640-2	30-9211
でら~と	富士市伝法 86-3	23-1551
なんくる	富士市永田町2丁目109-1	30-9811
NEST青葉町	富士市青葉町 429	38-9111
ピュール	富士市厚原 2168-3	32-7335
富士あけぼの園	富士市今泉8丁目5-1	67-0521
ふじあざみ	富士市大淵 3783-1	32-9030
富士山ドリームビレッジ	富士市依田橋 405-1	30-7575
ふじ未来サポート	富士市松岡 1603-12	32-8566
富士本学園	富士市大淵 4632-7	35-1405
ふじやま学園	富士市大淵 2106-3	35-0313
富士和光学園	富士市大淵 4632-6	35-0384
メリー	富士市今泉 3212-3	32-8364
メルシー	富士市伝法 567-1	67-5400
りふれ	富士市厚原 985-2	73-0320
グランデ	富士宮市外神字中谷 487-1	0544-66-8791
サポートセンターあさひで	富士宮市宮原 420-1	0544-25-3224

事業所名	住所	電話
じゃんぷ	富士宮市元城町 23-11	0544-21-9065
すてっぷあっぷ	富士宮市北町 1-26	0544-23-1671
あのあの	富士宮市小泉 233-1	0544-25-0707
富士厚生園	富士宮市山宮 3666-232	0544-58-2694
富士清心園	富士宮市山宮 3666-232	0544-58-2682
富士明成園	富士宮市山宮 3666-232	0544-58-4858
みや~と	富士宮市淀師 1577-4	0544-21-9637
らぽ~と	富士宮市淀師 1577-1	0544-26-0090
LEAF	富士宮市粟倉 2736-3	0544-21-9533
ふわふわ沼津西沢田	沼津市西沢田字中村 726-7	055-955-9223

■移動支援

単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる支援を行います。

事業所名	住所	電話
きらら富士ヘルパーセンター	富士市一色 258-47	23-1600
すまいるえぶりぃ	富士市神戸 411-1	21-4000
でら~と	富士市伝法 86-3	23-1551
介護支援ピアケア	富士市比奈 40-1	67-2980
ニチイケアセンター岳南富士	富士市荒田島町 9-8 アイハイム 101	55-0255
ニチイケアセンター富士	富士市厚原 1976-4	73-0271
ニチイケアセンター富士川	富士市柚木 203-1 鳥居事務所 1 F	65-6260
(福)富士市社会福祉協議会	富士市本市場 432-1	66-3260
ヘルパーステーションはーとらいふ富士	富士市松岡 1144-2-4	30-6931
訪問介護本舗ふじ	富士市松岡 1545-1 クリエートハイム松岡 202	67-8333
夢コープ富士事業所	富士市水戸島元町 14-22	65-7050
ホームヘルプサービスりふれ	富士市厚原 630-2	73-0320
居宅介護事業所KOKO	富士市厚原 2180-4	30-9095
ライフライン	富士市松本 372-1	32-9999
なの花	富士宮市粟倉 2729-176	0544-24-8625
プリメーラ	富士宮市阿幸地町 290	090-1821-7232
居宅介護事業所ぽのぽの	富士宮市宮原 469-4	0544-24-4647
Dot365沼津石川	沼津市石川 282-15 タウンハウス石川 C 号室	055-960-6840
居宅介護訪問サービス有度の里	静岡市清水区山原 345-1	054-395-7717
ヘルパーステーションゆうゆう舎	静岡市清水区平川地 7-14	054-376-6856

■ライフサポート事業

【凡例】種別: へ…ヘルパー派遣、短…短期入所、デ…デイサービス

事業所名	住所	電話	備考
生活介護事業所あそ~と	富士市伝法 1065-10	52-1123	短
きさらぎ富士	富士市増川新町 13-1	32-6823	短
ショートステイきぼうの里	富士市大淵 14283-1	37-0515	短
きらら富士ヘルパーセンター	富士市一色 258-47	23-1600	^
ショートステイくぬぎの里	富士市大淵 14282-1	35-5588	短
ライフサポート事業所 大地	富士市厚原 640-2	30-9211	短、デ
生活介護事業所でら~と	富士市伝法 86-3	23-1551	へ、短、デ
特定非営利活動法人ピアケア	富士市比奈 40-1	67-2980	へ、短、デ
生活介護事業所障がい支援ひかりの丘	富士市厚原 672-2	72-3963	短
地域活動支援センターピュール	富士市厚原 2168-3	32-7335	へ、短
富士市立ふじやま学園	富士市大淵 2106-3	35-0313	短
富士和光学園	富士市大淵 4632-6	35-0384	デ
富士本学園	富士市大淵 4632-7	35-1405	短
メリー	富士市今泉 3212-3	32-8364	短
生活介護事業所メルシー	富士市伝法 567-1	67-5400	短
ライフサポートイコイ	富士市厚原 1929-1	71-4042	^
障害者ホームヘルプサービスりふれ	富士市厚原 630-2	73-0320	へ、短、デ
オープンスペース笑居笑居	富士市横割2丁目2-27	61-7677	短
多機能事業所あのあの	富士宮市小泉 233-1	0544-25-0707	デ
プリメーラ	富士宮市阿幸地町 290	090-1821-7232	へ、デ
居宅介護事業所ぽのぽの	富士宮市小泉 233-1	0544-25-0707	^
生活介護事業所らぽ~と	富士宮市淀師 1577-1	0544-26-0090	短

令和 6 年 6 月発行 富士市 福祉部 障害福祉課 〒417-8601 富士市永田町一丁目 100 番地 電話 0545-55-2761、55-2759、55-2911 FAX 0545-53-0151 富士市ウェブサイト http://www.city.fuji.shizuoka.jp Eメール fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp